

## 歴史研究の課題

楠 戸 一 彦 (広島大学)

KUSUDO Kazuhiko : A Consideration to the Historical Researches

### はじめに

改めて指摘するまでもなく、岸野先生の研究関心は、学位論文に結実した古代ギリシャの体育史にとどまらず、日本体育史や運動学あるいはスポーツ科学論に至るまで、きわめて多岐に及んでいた。そうした岸野先生の研究成果と特徴について、事務局からの要請に基づいて「西欧体育・スポーツ史の立場」から論じることは、筆者の能力を遙かに超えていることである。

他方で、学部と大学院を通じて岸野先生から学んだことは、単なる知識に留まらず、研究者としてのあり方など、極めて多岐に及んでいる。そうした中で、後々まで筆者を捉えた放さなかつた問題の一つは、「具体的な歴史叙述に根拠を与える基礎理論」の問題であった。そこで、本シンポジウムでは、昭和48年に刊行された『体育史 — 体育史学への試論』において論述されている「体育史研究の基本課題」に焦点を当てて、主としてK.R. ポパーの『歴史主義の貧困』とM. ウエーバーの『科学論』に依拠しながら、次の3つの観点から「歴史研究の課題」を考察してみたい。1) 歴史の意味、2) 歴史研究における「概念」、3) 歴史における「法則」。

### 1. 歴史の意味

岸野先生は、ある「日常的な出来事」が「歴史的な意味をもつ出来事」になるためには、「その特殊な行為に何らかの客観的な意味が結びつかなければならない」(岸野, p.225) と指摘している。この「客観的な意味」とは「法則論的知識」であり、日常的

な出来事は「法則」と結びつくことによって歴史的出来事になる。しかし、岸野先生のこの議論には、具体的な出来事を歴史研究の対象として選択する際の「観点」の問題が抜け落ちている。

歴史の意味を巡る議論では、1)「事実そのものに客観的な意味が内在する」と考える立場(事実—意味の一元論)と、2)「認識主体が事実の主観的な意味を付与する」と考える立場(事実—意味の二元論)とが区別される。「事実—意味」の一元論では、事実そのものに客観的な意味が「内在している」と考えられ、意味は「発見」されるものとなる。この立場は、さらに、「実証主義的立場」と「法則主義的立場」に分けられる。前者では、この事実に「個性的な性質」が内在すると考えられ、事実さえ明らかにすれば歴史の意味は自ずから明らかになると考えられる。後者では、全体としての歴史に「非個性的で法則的な性質」が内在していると考えられる。特に、マルキシズムの立場では、「歴史の発展法則も事実としての歴史の中に内在しているのであり、ただそれが正しく反映されるかされないかが階級的立場によって違ってくる」(林, p.183)。しかし、このような事実—意味一元論の立場では、1) 歴史的出来事を選択するのは研究者の価値関心であるという視点が欠落している、2) 客観的な意味の「正しい反映」を判断する「絶対的規範」は存在せず、判断基準の妥当性の主張は無限後退に陥る。ともあれ、この立場では「歴史の意味は客観的な事実自体に内在しているわけであるから、いろいろの歴史の見方はありえないこと」(世良, p.7)になる。

事実—意味の二元論では、無限に多様な過去の出来事はそれ自体では何の意味も持っておらず、認識

主体の価値関心からの「主観的な選択」によってのみ歴史的意味を与えられ、「歴史的事実」となると考えられる。従って、観点を前提としない対象の選択は有り得ず、しかも観点の選択は認識主体の「問題関心」(価値関心)に依存している。過去の出来事も観点も無限に多様であり、それらの選択の基準の妥当性に関する議論は「無限後退」に陥る。この無限後退を避けるためには、認識目的との関連において選択基準を明確に提示すべきである。

## 2. 概念と叙述

岸野先生は「体育を学問と称するレベルで研究する場合には、体育史研究をも含めて、研究の対象となる体育自体の概念と、それをめぐる基本的諸概念を明確に理解しない限り、その研究領域も研究方法もぼやけてしまい、ついには学問としての十分な資格を欠く結果となりかねない」(岸野, p.16)と述べて、体育における「術語学」の重要性を強調された。なるほど、科学的な研究において「概念の明確化」は極めて重要なことであることは言うまでもない。しかし、岸野先生が試みられた「概念の体系化」は、アリストテレス以来の概念を認識の出発点とする名辞論理学を基礎としていると言わざるをえない。これに対して、概念ではなく文(言明)を認識の出発点とする現代の命題論理学あるいは述語論理学においては、概念を巡る問題は異なった様相を示してくる。

前述の事実—意味の一元論は論理学的には名辞論理学を基礎としており、概念の問題については「本質主義」の立場に立っている。本質主義においては、普遍名辞は「真なる存在」である「実体」とか「本質」と呼ばれる普遍的対象を指示しており、この本質は「知的直観」によって発見される。しかも、本質主義における定義では、知的直観によって発見された普遍的対象の本質をすべて記述することが要請される。従って、本質主義における概念の意味とは、普遍的対象の「すべての本質を言語的に表現した名辞」であり、概念の内包は「すべての本質的性質」である。このような本質主義に基づく科学的な研究では、普遍的対象(本質)への接近が認識の目的

となる(「方法論的本質主義」)(Popper (1), pp. 26-34, Popper (2), Vo.2, pp.1-26)。しかし、この本質主義における概念の論議では、1) 真なる定義と偽なる定義との区別が困難であり、2) 単なる用語上の約束と本質的定義との区別も困難であり、3) 定義の無限後退を回避することが困難である。

これに対して、事実—意味の二元論は文(言明)を認識の出発点とする現代の命題論理学あるいは述語論理学を基礎としており、概念の問題に対しては「唯名主義」の立場に立っている。この唯名主義では、名辞は無限に多様な経験的事実を指示する有限の言語的記号であり、普遍名辞は「単一の諸事物から成る集合もしくは部類の諸性質につけられた名称(ラベル」)(Popper (1), p. 50)である。この場合、概念の内包は「この語が指示する対象が共有すべき諸性質」であり、概念の意味は「この語が指示する対象または性質」である。概念のいかなる内包(性質)を選択するかは認識目的に依存しており、観点を前提として選択された内包は定義によって示される。従って、唯名主義における定義は本質を表現する事実言明ではなく、言語の用法に関する約束を示す当為言明である。このように、本質主義における概念が認識の目的であるのに対し、唯名主義における概念は認識の手段に過ぎない(「方法論的唯名主義」)(Popper (1), p. 29)。

ところで、歴史研究において使用される概念は、「客観的事実」を単に模写しただけの名辞ではない。むしろ、概念は一定の観点から対象の諸性質に着目して構成された理論的構成体であり、M. ウェーバーの言う「理想型的概念」である。この理想型的概念は、特定の観点から対象を発生的に構成した「思想像」であり、「歴史的事実」でも「本来の事実」でもない。しかも、理論的構成体である「理想型的概念」は「普遍概念」であり、普遍言明によって示される「法則」とは論理学的な地平を異にしている。

理想型的概念の方法論的な意義は、M. ウェーバーによれば次の点にある(Weber, S.199)。1) 理想型的概念の構成は、歴史的個体を発生的に捉える試みである。2) 理想型的概念の構成は、「客観的可能性判断」を適用することによって「因果帰属」の

訓練になり、仮説の形成に方向を与える。3) 理想型的概念を事実と比較する手段として使用するならば、研究にとって「高い索出的価値」を有する。

### 3. 法則と因果的説明

岸野先生は歴史研究の課題について、次のように述べている。「専門史に対する一般史の意味に用いられる歴史とは、抽象的にいうと、一般史学に即した歴史であり、いいかえれば一般的な『歴史法則』に従って、歴史的個体を記述する研究領域である」(岸野, p.221)。あるいは「歴史の記述は、法則的な把握をふまえたうえで、個性的な理解を求めべきである」(岸野, p.226)。ここで言われる「法則」は「事物間の不変の関係を意味し、行為の規範(Norme) やルールとは区別され」、「歴史法則」とは「社会発展の本質的な不変の関係」である(岸野, pp. 210-211)。しかしながら、現代論理学の立場から考えると、法則概念は異なった様相を呈してくる。

現代論理学では、「法則」は「普遍言明」(「すべて言明」)によって表され、「無限数の個体について、いかなる場所、いかなる時にも真であることを主張する言明である」(例えば、「すべてのカラスは黒い」)。これに対して、「有限の個別的時空領域内における特殊な諸要素の有限な部類だけ」に言及する言明は存在を示し、「存在言明」、「単称言明」と呼ばれる(例えば、「ここに黒いカラスがいる」)。普遍言明は、論理的には対偶の法則によって、「非存在言明」と等値である(「黒くないカラスはいない」)。従って、普遍言明の反証は「非存在言明」を反証することによって成立する。例えば、「ここに白いカラスがいる」という言明は、「すべてのカラスは黒い」という言明が偽であることを示している。この点にK.R. ポパーの言う「反証可能性」があり、反証可能性の程度が増大すれば普遍言明が伝える「経験的内容」も増大する(Popper (2), pp. 59-70)。

さて、因果的説明の論理的構造は、説明の対象となる出来事を記述する単称言明と、普遍言明で表される法則と、初期条件を記述する単称言明で構成される。この構造においては、法則と初期条件から「予測言明」を演繹することができる。法則との関

連において、初期条件は「原因」と呼ばれ、予測言明は「結果」と呼ばれる。従って、原因の説明、結果の予測、理論(法則)のテストの間の論理的構造は同一である(Popper (1), p. 123 and 133)。しかしながら、科学的研究においては、特殊な出来事の因果的説明で使用される法則が一つであることは極めて希であり、C.G. ヘンペルが言うように通常はいくつもの法則が使用されている(「包摂法則理論」)(Hempel, pp. 335-354)。

この因果的説明の論理的構造において、具体的な出来事の説明に関心を向けるか、法則の発見とテストに関心を向けるかは、認識主体の問題関心に依存している。この場合、「主として普遍法則を発見し、それをテストすることに関心を持つ」科学は「理論的科学」と言え、「あらゆる種類の普遍法則を当然のことと前提し、単称的言明を見出して、それをテストすることに関心を持つ」科学は「歴史的科学」と呼ぶことができる。つまり、歴史の研究は「与えられた単称的な仮説をテストすること」、ある特殊な出来事が与えられると「その出来事を説明するような特殊の初期条件を求めること」である。しかも、歴史的事実の因果的説明における普遍法則は「日常的な経験を通じて何人にもよく知られているから」、それが意識されることは希である(Popper (1), p.145, Hempel, p.236)。従って、歴史的事実の因果的説明においては、個々の法則について明示的に言及することはない。しかし、法則に関する知識は出来事の原因を発見する手続きにおいて重要な役割を果たす。この意味で、歴史の研究者は「法則の発見者」ではなく、「法則の利用者」である。

#### おわりに

最後に、今まで述べたことを簡単にまとめると、次のように言えるだろう。

1. 「意味」の問題。「歴史的に客観的な意味を持つ出来事」は存在せず、歴史に「意味」を与えるのは研究者の「主観的な問題関心」である。
2. 「概念」の問題。歴史研究で使用される概念は、特定の観点を前提とした理論的構成体であり、この意味では「理想型的概念」である。

3. 「法則」の問題。歴史研究では、過去の特異な出来事に関心を抱くが故に、法則を定立することが課題なのではない。

### 引用文献

本稿で論じられた内容の詳細については、次の拙稿を参照されたい。研究ノート：スポーツ史学の方法論的前提，広島大学総合科学部紀要 VI 保健体育学研究，第7巻（1989），1-28頁。

岸野 雄三，体育史 — 体育史学への道 —，大修館書店，昭和48年。

世良 晃志郎，歴史学方法論の諸問題 第二版，木鐸社，昭和58年。

林 毅，西洋法史学の諸問題，敬文堂，1982年。

Hempel, C.G., *Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science*. New York/London 1970. (長坂源一郎訳，科学的説明の諸問題，岩波書店，1979年)。

Popper (1), K.R., *The Poverty of Historicism*. London 1979. (久野収・市井三郎 (訳)，歴史主義の貧困 社会科学の方法と実践，中央公論社，昭和43年 (10版))。

Popper (2), K.R., *The Logi of Scientific Discovery*. New York/London 1968. (大内義一・森博 (訳)，科学的発見の論理，恒星厚生閣，1984/1985年)。

Weber, M., *Gesammelt Aufsätze zur Wissenschaftslehre*. Hrsg. von J. Winckelmann, Tübingen 1982. (清水幾太郎 (訳)，社会学の根本概念，岩波書店，昭和47年；尾高邦雄 (訳)，職業としての学問，岩波書店，1985年)。